

## 無償配布

### 乳幼児のいる家庭へ 町のごみ袋を無償配布します

町では少子化対策事業として子育て家庭を応援するため、「乳幼児おむつ用ごみ袋」を無償で配布します。

▼内容 5月1日現在、2歳未満の乳幼児のいる家庭へ1カ月につき、町指定ごみ袋(20ℓ袋)を乳幼児1人当たり10枚配布します。

#### ▼配布日時・場所

5月7日(火)～13日(月)  
※土・日曜日は除く

・ゆとろ 8時45分～17時15分  
・太美出張所 9時～17時

※対象家庭には4月中旬に案内します。

▼問合せ 保健福祉課福祉係(ゆとろ内・☎23-3019)

## 水道

### 水道の届け出を忘れずに

#### 【水道の開始、停止について】

引っ越しなどで、水道の使用を開始・停止するときや、家の相続等で給水装置の所有者が変更になるときは、事前に届け出が必要です。停止の届け出がないと、ご使用がない場合でも水道料金・下水道使用料をお支払いいただくことになりますので、必ず申し込みください。また、退去される際は、凍結などの事故を防ぐため、水抜きをお願いします。

#### 【料金の支払いについて】

口座振替が大変便利です。口座振替にすると、指定の口座から引き落としとなるため、支払いの手間や払い忘れがなくなります。

▼共通事項 届け出や手続きに関しては、上下水道課までお問合せ

いただくか、ホームページをご覧ください。

▼問合せ 上下水道課業務係  
(☎22-2411)

## 被害対策

### アライグマによる農作物等の被害対策について

外来生物のアライグマによる農作物等への被害は、当別町においても増加しています。被害を防止するには、地域全体でアライグマの駆除を行う必要があります。被害にお困りの希望者に捕獲用の箱わなを貸し出しています。

#### 【箱わなを設置するには？】

町が随時実施する「防除に関する講習会」を受講し、防除従事者として登録する必要があります。

▼問合せ 農務課農務係(☎23-3091)

広 告

広 告

募 集

禁煙を呼びかける  
ポスター募集



5月31日は世界禁煙デーです。喫煙が健康に及ぼす影響や健康に対する意識を高め、禁煙を呼びかけるポスターを広く募集します。

▼**応募資格** 国内居住の一般の方（高校生含む）および道内小・中学校の児童生徒が作成したもの。

▼**大きさ、紙質、作成方法**

①**一般の部（高校生含む）**

B2判またはB3判の画用紙を縦に使用し、B2判は下170mm、B3判は下120mm程度を空白とすること。

②**小・中学校の部**

大きさや紙質などすべて自由。

▼**作品共通事項**

応募作品の裏面に、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号、職業（学校名、

学年）を明記のこと。

※応募作品は原則として返却しません。

▼**応募期限** 5月16日（木）

※当日消印有効

▼**入選発表** 6月上旬にホームページ（<http://kinensyukan.web.fc2.com/>）で発表し、入選者（小・中学校の部は各学校）には通知します。

▼**賞** 各部ともに最優秀1点、優秀3点、佳作若干。賞に併せて賞金または図書カードの賞品あり（小・中・高生は全員に粗品）。

▼**主催** 北海道禁煙週間実行委員・公益財団法人北海道健康づくり財団

▼**問合せ・応募先** 同実行委員会（☎011-222-3292/〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 北海道労働福祉会館4階北海道公衆衛生協会内）

閲 覧

4月から林地台帳が  
閲覧できます

森林法一部改正により創設された林地台帳制度が、運用開始となりました。林地台帳とは、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを市町村が整備し、公表するものです。申請により、当別町内の林地台帳および地図の閲覧（所有者情報除く）ができます。※所有者または森林経営計画の認定者は申し出により、所有者情報を含む情報提供も受けられます。

▼**注意事項** ①林地台帳および地図は、森林の土地の権利や所有の境界を確定するものではありません。②森林の土地の売買等に係る証明資料としては使えません。

▼**閲覧先・詳細** エネルギー推進室林政係（☎27-5089）

廣 告

手紙でウソの通知が届きます！

道内において「民事訴訟最終通知書」と書かれた架空請求（サギ）の手紙（封筒）が届いています。裁判を取り下げるためのお金を要求されますが、このような封筒が届いた場合も慌てずに、家族、警察などに相談しましょう。

◀問合せ▶ 町消費者被害防止ネットワーク  
（環境生活課町民生活係内・☎23-3209）

廣 告

## 縦覧

### 土地・家屋価格等の帳簿を縦覧できます

固定資産税の納税義務者は、固定資産税の基礎となる自分の所有する土地・家屋の評価額について、町内の他の土地・家屋と比較するために、土地・家屋の評価額を記載した帳簿を縦覧することができます。

#### ▼期間

4月1日(月)～7月1日(月)  
※土・日曜日、祝休日を除く

▼時間 8時45分～17時15分

▼場所 役場1階税務課資産税係

▼閲覧料 無料

▼縦覧できる方 納税者本人、納税者と同一世帯の親族・納税管理人、代理人(委任状が必要)

#### ▼縦覧ができない場合

①免税点未満(少額のため課税免除された資産)、非課税資産の

みを所有する方(納税者でない方)。

②土地だけを所有する方の家屋の縦覧(逆の場合も同様)。

#### ▼縦覧の際に必要なもの

印鑑、本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)

▼問合せ 税務課資産税係  
(☎23-2333)

## 公売

### インターネット公売を実施します

▼申込期間 4月8日(月)13時～23日(火)23時

▼せり売り(動産等)

5月7日(火)13時～9日(木)23時

▼入札(不動産) 5月7日(火)13時～14日(火)13時

▼詳細 Yahoo!官公庁オー

クション特設ページ (<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)

▼問合せ 税務課納税係 (☎23-2341)

## 夜間

### 町税と町営住宅使用料等の夜間窓口を開設しています

#### ■今月の夜間窓口(共通)

4月11日(木)・25日(木)  
19時30分まで

#### ▼場所・問合せ

町税窓口：税務課納税係 (☎23-2341)

町営住宅関係窓口：建設課建築住宅係 (☎23-3197)



# 広告

寄附・寄贈



人材育成基金へ多額の寄附をいただきました

白木まさよさん（スウェーデンルズ在住）から当別町人材育成基金へ50万円の寄附をいただきました。白木さんは「主人（和廣さん）の3回忌も終わり、生前町議時代を含め多くの皆さまにお世話になりました感謝の意を込めて寄附します」とお話をいただきました。寄附金は、町の人材育成事業や図書館司書等の研修事業において大切に活用させていただきます。

☆当別町ふるさと納税へ

■ 2月1日～2月28日納入分  
計1,911人・2,419万円  
ご寄附いただきました。

※ご寄附いただいた方の氏名等は町ホームページに掲載しています。

☆当別町社会福祉協議会へ

▼当別町カラオケ連合会会長  
尾崎 守さんより 3万円

▼匿名の方より  
毛糸の靴下 20足

▼当別町ことぶき大学 受講生一同より  
タオル78枚、布巾18枚、雑巾73枚、靴下12足、ハンカチ36枚、石鹸37個、バスタオル1枚、ブランケット3枚

▼滝本靖子さんより 雑巾50枚  
☆愛の小箱募金より  
カワハラ時計店より 7,144円

ふれあい倉庫 

◆問合せ・申込み等

ふれあい倉庫 ☎ 27 - 6600 ◆

「当別を走る鉄道」  
パネル展について



当別歴史ボランティアの会の皆さんによる「当別を走る鉄道のパネル展」を開催。札沼線関連グッズ（キーホルダー、クリアファイルなど）も販売します。

▼期間・時間 4月30日（火）～5月6日（月） 9時～17時（初日は11時～）

★5月1日（水・祝）・7日（火）は、休業します。

広 告

広 告

広 告